

補助資料

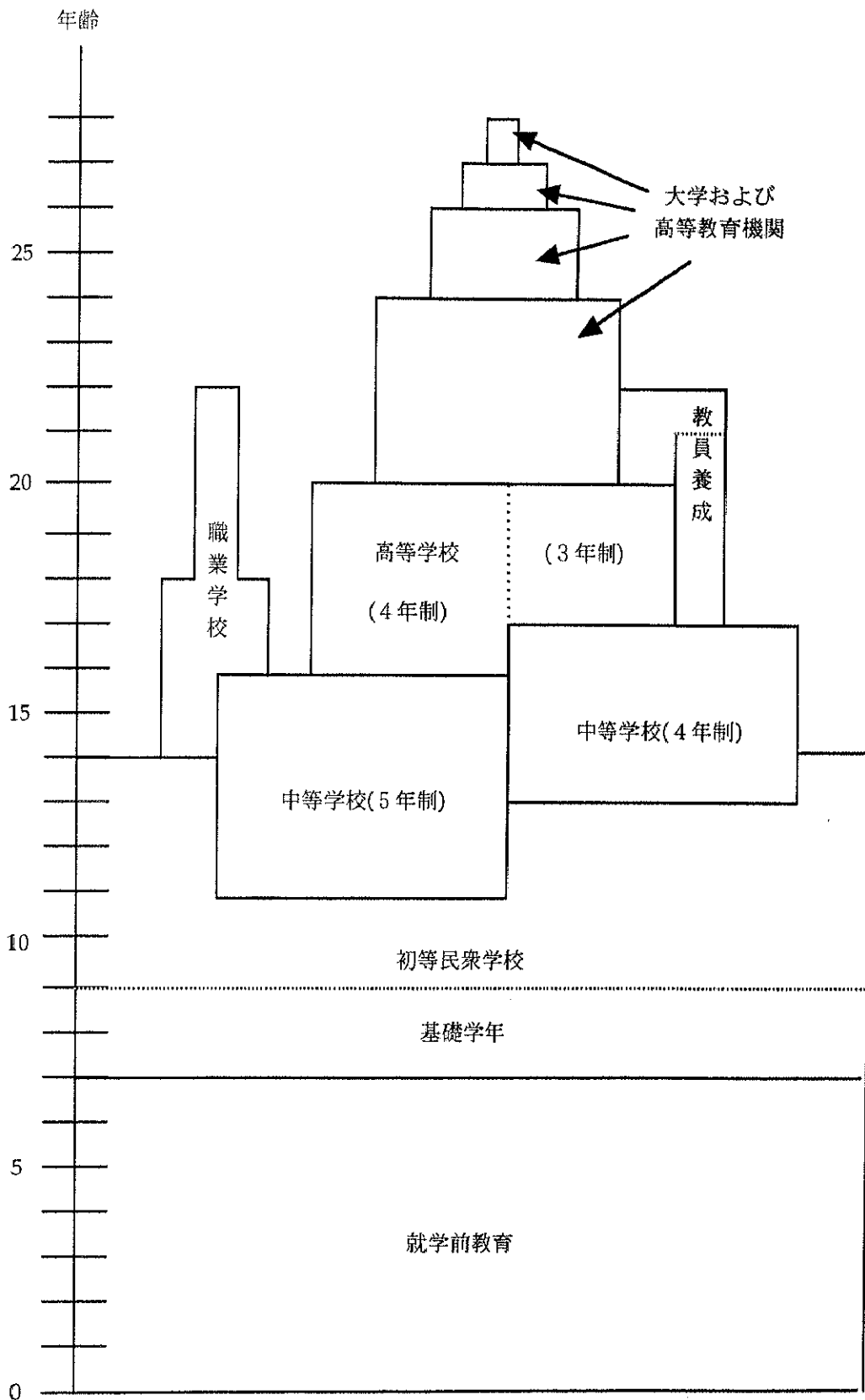


Fig. I スウェーデンの教育制度(基礎学校導入以前)
 (Boucher,1982.p.26を一部修正して作成)

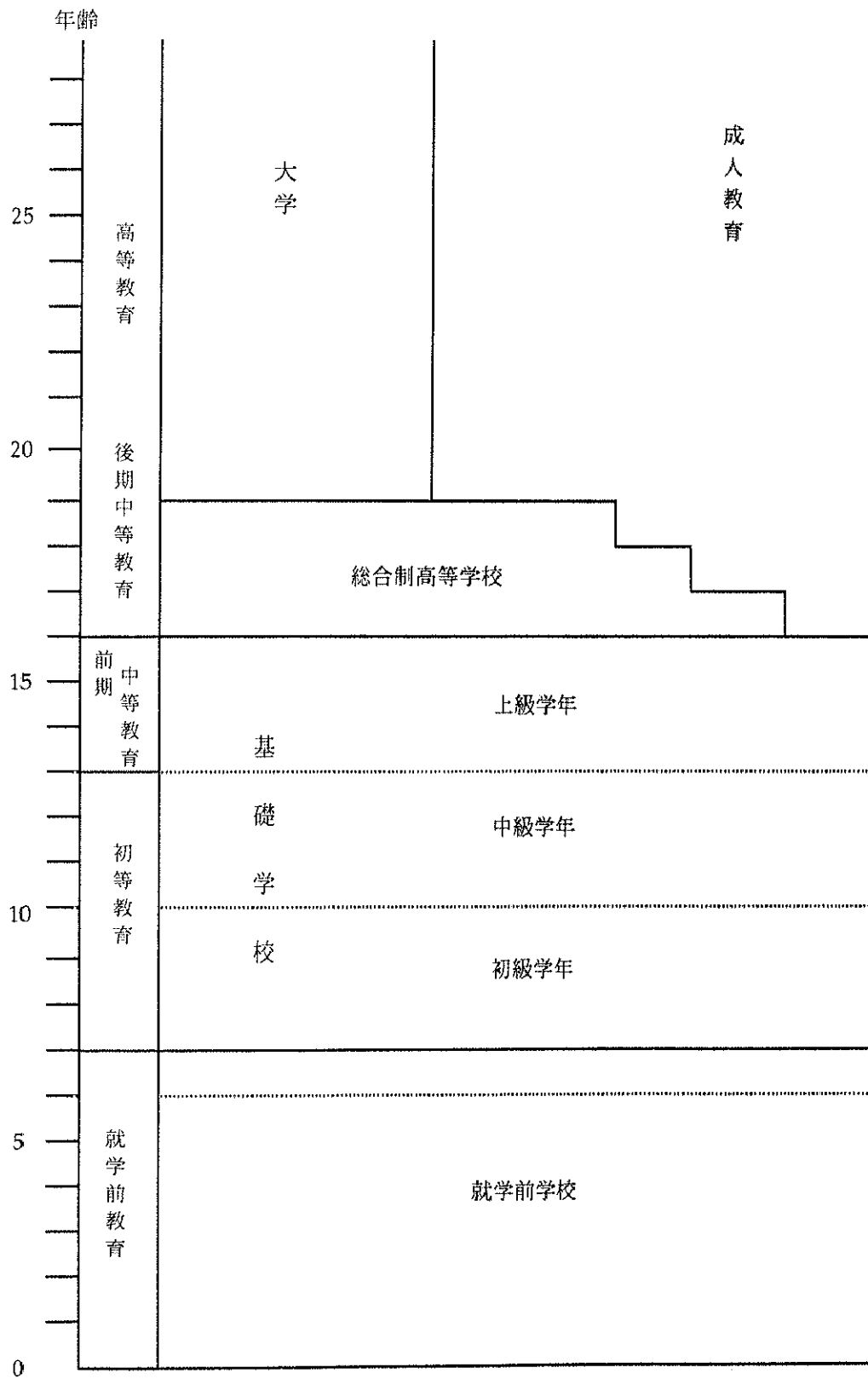


Fig. II スウェーデンの教育制度
 (Boucher, 1982, p.26を一部修正して作成)

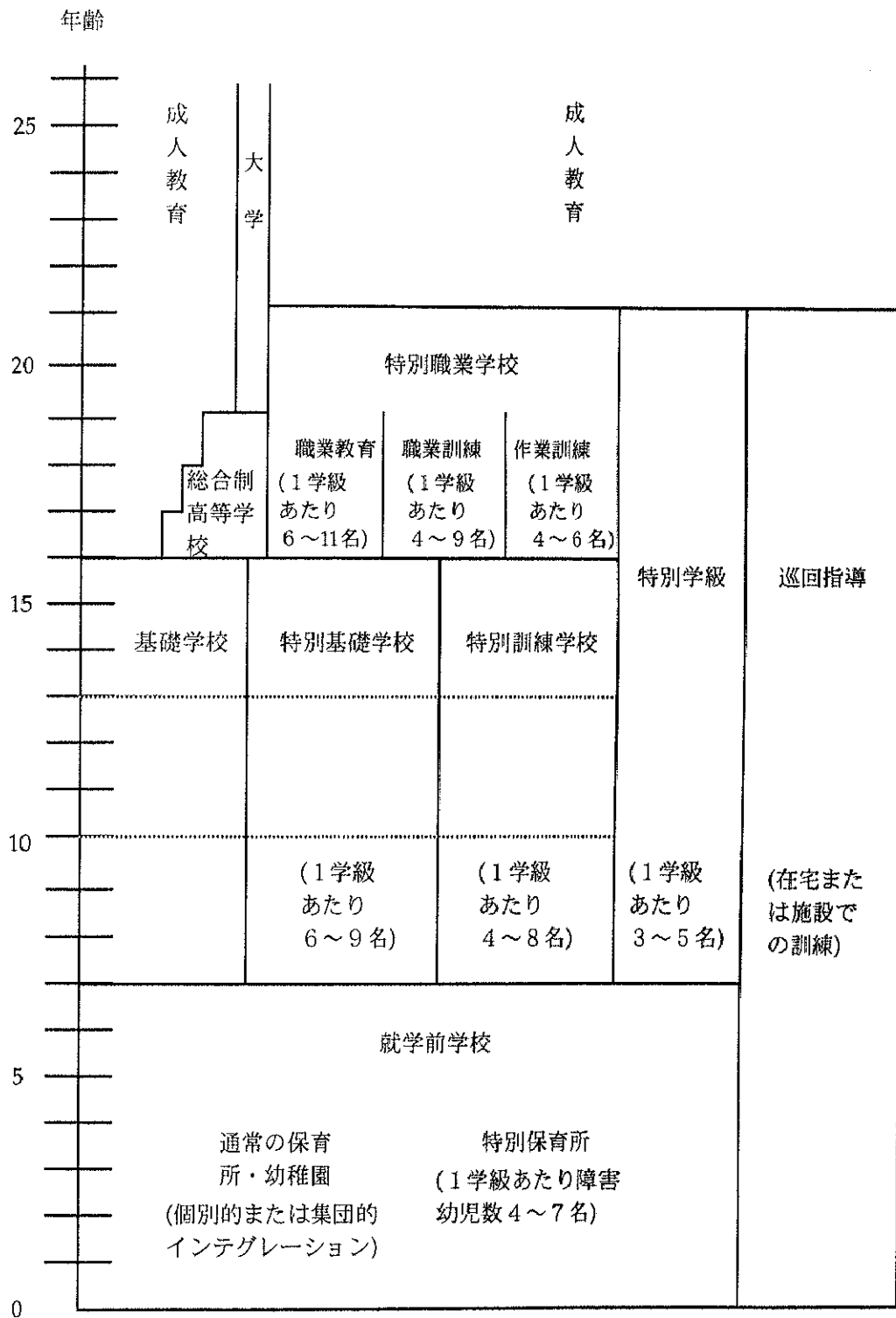


Fig. III スウェーデンの知的障害児の教育制度
(出典:Dahlgren,19824)

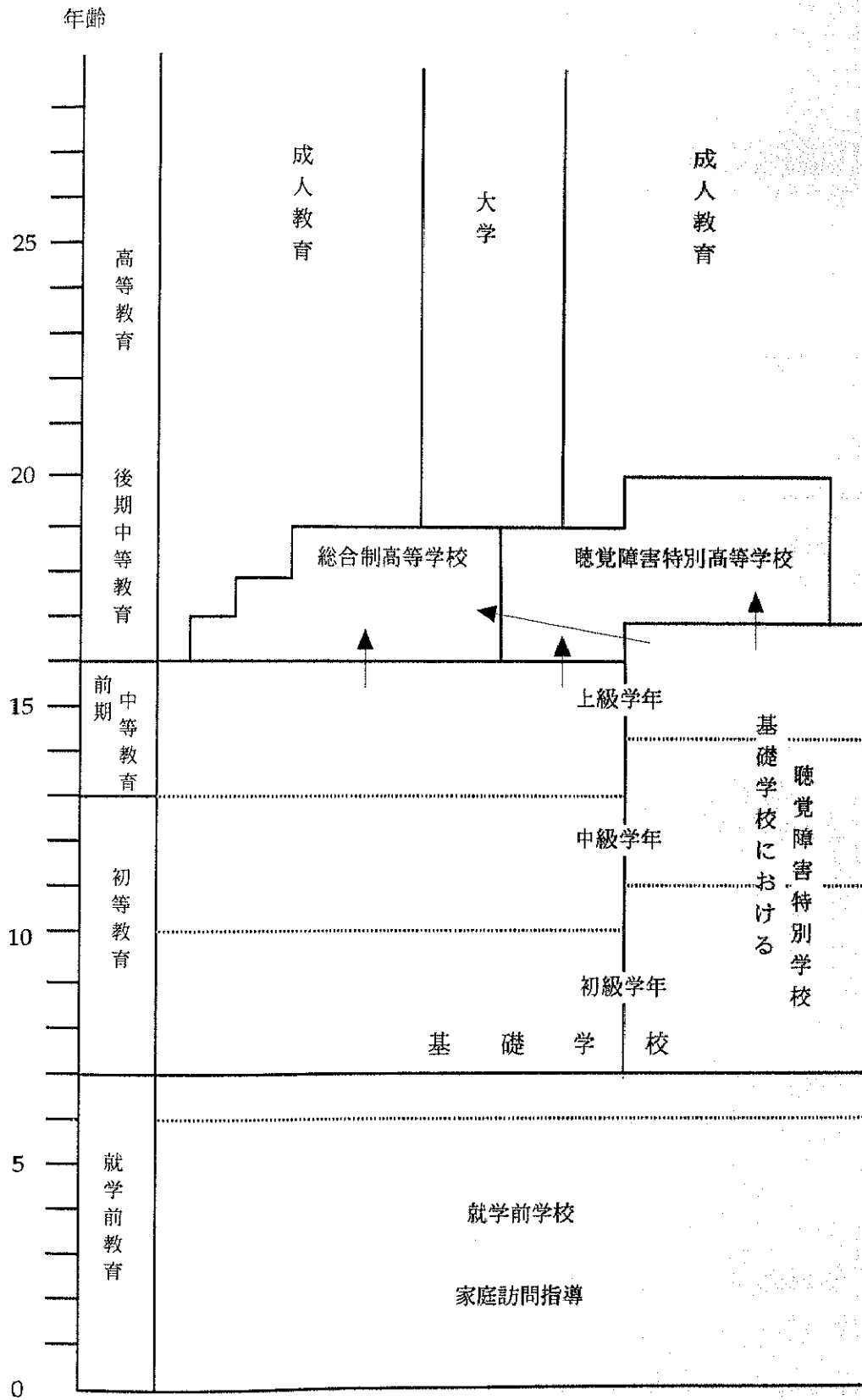


Fig. IV 聴覚障害児の教育制度
 (DHB,1979を一部修正して作成)

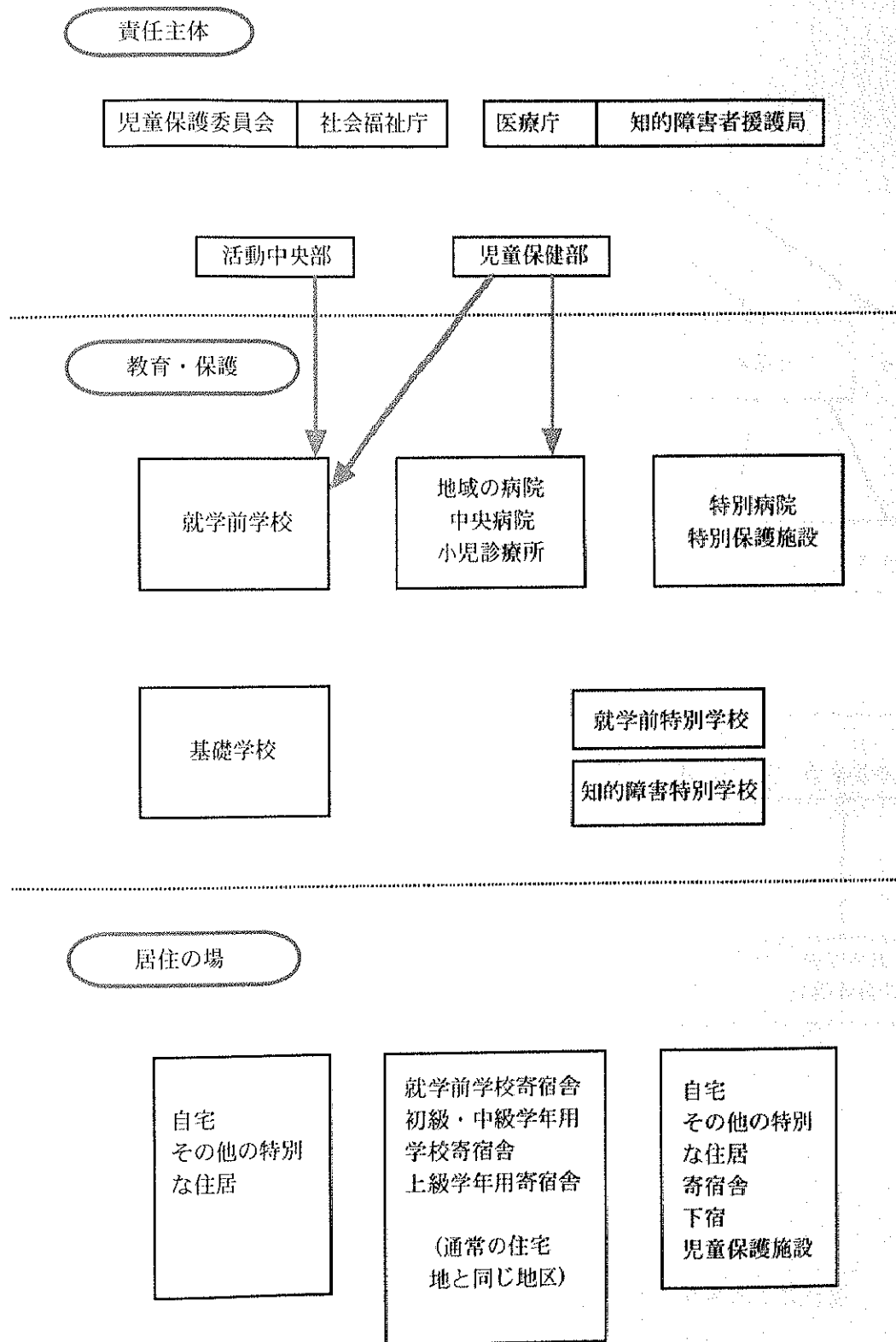


Fig. V 肢体不自由児の教育・保護に関する組織
(出典:Socialstyrelsen,1973,p.9)

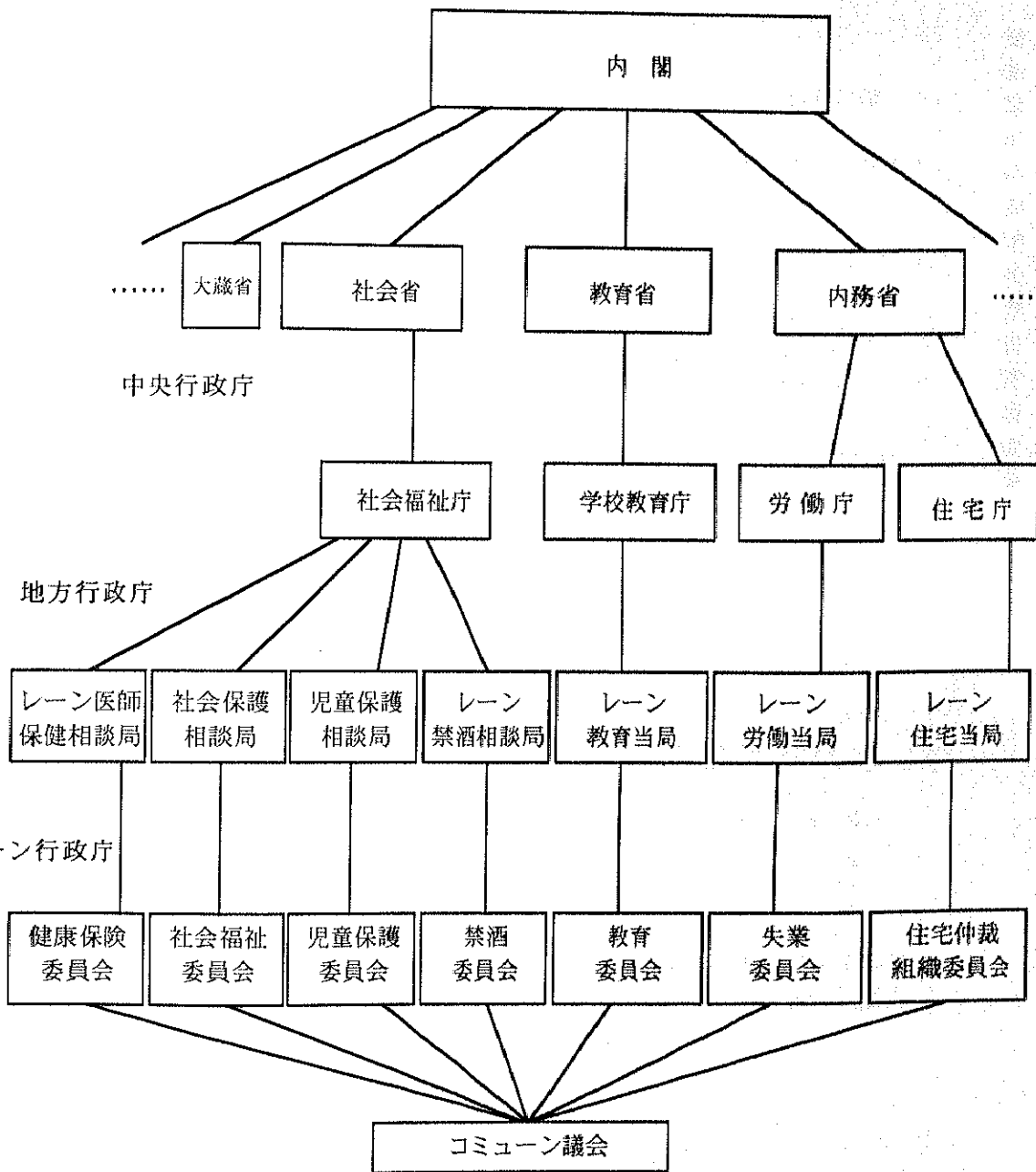


Fig.VI スウェーデンの内閣行政機構(Köhler,1974,p.58.を一部修正して作成)

55年指導要領

1. 指針
 (教育目標、指導方針、教材等)
2. 時間割配当
3. 教育課程
4. 時間割計画例
5. 特別指導
 - ・ 補助学級; 総則, 補助学級への措置決定, 補助学級授業の一般方針, 時間割配当, 教育課程(各教科の目標と内容)
 - ・ 抽出補助指導
 - ・ その他の特別学級
 - ・ 抽出特別指導
 - * その他の特別学級では各教科に関する解説は含まれない

Lgr 62

- 総説篇
1. 目標と指針
 2. 教育活動の一般方針
 3. 時間割配当
 4. 教育課程と解説(各教科)

補説篇

- 特別指導篇
- 一般的見解, 児童生徒のハンディキャップ, 特別学級, 抽出特別指導, 時間割配当, 職業指導, 評価, 各教科の補助指導等に関して
- * 各教科に関する解説は含まれない

特別学校篇

Lgr 69

- 総説篇
- *1962年版とほぼ同構成

補説篇

- 特別指導篇
- 一般方針, 見解, 措置決定, 援助, 一体化指導, 活動場所等に関して
- * 各教科に関する解説は含まれない

特別学校篇

- *この他, 移民指導篇, ラップ学校
 …… 篇, 計画篇および各教科の補説
 篇等がある。

Lgr 80

- 総説篇
- *1962年版とほぼ同構成だが, 2. 学校授業の一般方針の内容は1に含まれている

解説篇

適応困難児篇

身体障害児篇

特別学校篇

…

注 1. 学習指導要領は全国统一
 2. 教育法規により制定される

3. 教育施策の脱中央集権化に伴い,
 改訂毎に内容はより基本的になる。

Fig. VII スウェーデンにおける学習指導要領

Table I 学習指導要領比較対象表

規定	1955	Lgr62	Lgr69	Lgr80
全体的目標	—	—	できるだけ通常学級へ入級させること。	児童生徒が学校授業において困難をもたないようにすること。
措置決定	補助学級は学級担任の文書による報告の後、知能検査が行われ、検査者および担任によって決定。行政当局により転入に関する情報が提供される。	特別指導の協議のために、学級担任によって校長に報告される。本報告は学級担任を除いては、教頭、医師、学校心理士、学校福祉士、学校看護士、教育当局によって行われる。特別指導の開始および終了は原則的に保護者の自由意志による協力の上に行われる。当該の児童生徒および同級生の他の児童生徒の双方を考慮することになった場合には保護者による自由選択権は放棄され、県教育当局が決定する。	生徒援護会議(校長か教頭、担任、学校心理士、医師、学校福祉士、学校看護士、教科教師、必要場合は学内外職員、場合に応じて当該児とその保護者が参加)で検討され、学級担任を除くメンバーで特別指導が提案される。校長による決定後、保護者と相互理解のうえ、地方教育当局に報告される。県教育当局による再検討後、地方教育当局によって決定、通知される。	児童生徒およびその保護者と協議のうえ、生徒援護会議によって決定される。(生徒援護会議に関しては左記)
特別学級	補助学級 特別教育：視覚学級 読字困難学級、聴覚障害学級 視覚障害学級、言語障害学級 就学時適応困難学級 戸外(結核児)学級 病虚弱学級	補助学級、観察学級 読字困難学級、聴覚障害学級 視覚障害学級、言語障害学級 就学時適応困難学級 病虚弱学級、CP学級	補助学級、観察学級 読字困難学級、聴覚障害学級 視覚障害学級 就学時適応困難学級 肢体不自由学級	—
他の特別指導	抽出補助指導 対象は補助学級が適切でない、あるいは、同様の理由の児童生徒。 週2時間、最高4時間、基本的には国語と算数に行われる。 (抽出特別指導) 規定および方針を将来規定すべきである。	抽出特別指導 対象は知的障害児、不適応児ほか、聴覚障害、視覚障害、言語障害、読字障害、書字障害の児童生徒。指導が適切なのは以下の場合である。 ①特別学級を設けるには児童生徒数が不十分 ②抽出特別指導が適切だと判断される場合 ③特別学級に入級する必要はないと判断される場合 ④特別学級退級後の補習指導として ・抽出補助指導 原則的に国語と数学 ・抽出観察指導 教師が観察学級以外の個別あるいは集団指導が適切であると判断した場合に一定期間、全体的あるいは部分的に実施 ・その他の抽出訓練指導 例として、特別訓練室での指導、言語発達のための訓練指導、読字書字訓練指導	一体化した特別指導 ・援助指導 個別指導と小集団グループで小教室の特別指導を通してスキルと機能訓練を実施。 ・観察指導 対象は行動障害児と適応困難児 通常指導と並行して実施 ・その他の訓練指導 国語・数学困難児 読字書字訓練 聴能指導 視覚障害児の指導に適切な課題活動 肢体不自由児のための理学療法、ADL訓練等	活動単位による指導 対象は適応困難児で指導例は以下である。 特別な援助を必要とする児童生徒は短時間、小集団を形成 通常よりも長期の特別課題を行う 保護者への特別な懇談会が準備される 家庭で行えない宿題がある児童生徒を援助する時間が設置 特別指導グループによる指導 (左記)
時間割配当	補助学級に特別時間割有。特別学級は通常時間割に従う。	補助学級に特別時間割有。特別学級は通常時間割に従う。	通常時間割に従う。	—



レーン名(コミュニティ数)		面積	人口
ストックホルム(25)	Stockholms	6,490	1,654,511
ウプサラ(6)	Uppsala	6,989	273,918
セーデルマンランド(9)	Södermanlands	6,060	256,818
エステルヨットランド(13)	Ostergötlands	10,562	406,100
ヨンショーピング(11)	Jönköpings	9,944	309,738
クロノベリ(8)	Kronobergs	8,458	178,612
カルマル(12)	Kalmar	11,171	241,883
ヨットランド(1)	Gotlands	3,140	57,383
ブレッキング(5)	Blekinge	2,941	151,168
クリスチヤンスタッド(13)	Kristianstads	6,089	291,468
マルモフス(20)	Malmöhus	4,938	786,757
ホーランド(6)	Hallands	5,454	257,874
イエーテボリ・ボーフス(15)	Göteborgs o Bohus	5,141	742,550
エルブスボリ(18)	Älvsborgs	11,395	444,259
スカラボリ(17)	Skaraborgs	7,937	278,162
ヴァームランド(16)	Värmlands	17,586	284,187
エレブロ(11)	Örebro	8,519	273,608
ヴェストマンランド(11)	Värmanlands	6,302	259,438
コッパルベリ(15)	Kopparbergs	28,193	290,388
イエブレボリ(10)	Gävleborgs	18,192	289,339
ヴェステルノーランド(7)	Västernorrlands	21,678	261,280
イエムトランド(8)	Jämtlands	49,443	136,009
ヴェステルボッテン(15)	Västerbottens	55,401	253,835
ノルボッテン(14)	Norrbottnens	98,911	264,834
計(284)		410,934	8,644,119

Fig. VIII スウェーデンのレーン(1992年1月1日)
 (出典:Sveriges Nationalatlas,1994.14)

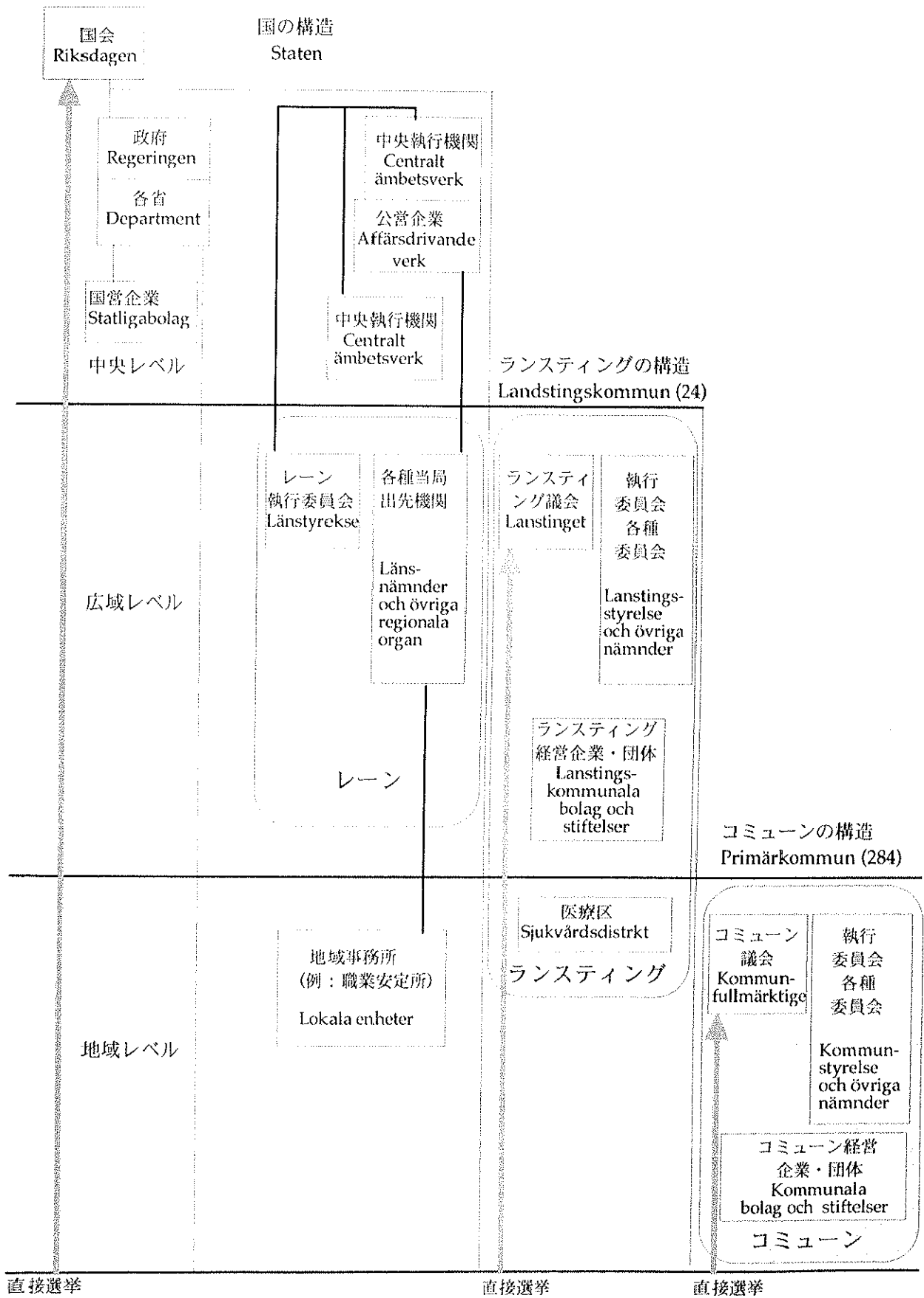


Fig.IX スウェーデンの行政組織(ラン・ランスティンク・コミューン)
 (デンマーク・スウェーデン社会福祉用語集,1996.図1を一部修正)

年表

年	障害児教育関係	教育一般・社会的背景
1808	・ボリイによってストックホルムに私立盲聾院が設立	
	・上記の盲聾院が政府補助金を受けることに決定	
1812	・上記の盲聾院(総合盲聾院)がマニッラ地区に移築	
1817	・マルガレータ女王盲活動協会発足	
1842	・「初等民衆教育令」に最低限の課程が規定	・「初等民衆教育令」が施行され就学が義務づけられる
1844		・ソンデーンが精神病院内処遇改善要求
1846	・「盲聾総合院に関する条令」	・「無保護者条令」改正
1847		・「救貧条令」(リベラル化)
1849		・中等学校統合に関する回状
1853		・「救貧条令」(反動化)
1856	・ストックホルムに聾学校設立	・「中等学校令」
	・ウメオに聾学校設立	
1857	・ソンデーンが精神薄弱児に関する論文を発表	
1858	・グラールセルがイエーテボリにニア・ヴァルベット聾唖学校を設立	
	・カールスクローナに聾学校設立	
1859	・イエーテボリに聾学校設立	
1860	・ストックホルムに聾学校設立	
1862	・イエーテボリのホーガに聾学校設立	
	・フヴェンに聾学校設立	
1864	・盲聾総合院がデュールゴルデン西に移築	
	・フヨルテッドに聾学校設立	
1866	・ブルースがヴェストマンランドに聾児と精神薄弱児のための施設を設立	
	・カールバックが小規模精神薄弱児施設を設立	
1867	・ヘルネサンドに聾学校設立	・大凶作と移出民急増
	・ストックホルムに精神薄弱児保護協会(FSEV)発足	
	・サールムンが「白痴」の三分類を提起	
1868	・精神薄弱児保護協会発足	
1870	・精神薄弱児保護協会が施設を設立	
1871	・カールバックと精神薄弱児保護協会の施設に国庫補助決定	・救貧条令(自治体格差大)
	・ルンドに聾学校設立	
1873	・フォルンに聾学校設立	
	・コペンハーゲン肢体不自由協会が整形外科診療所を設置	
1875	・エレプロに聾学校が設立	
	・初の独立型収容保護施設が開設	
	・コペンハーゲン肢体不自由協会が職業学校を設置	
1877	・ヴェーネルスボリに聾学校設立	
1878	・全国の教育家の宇治対象施設に国庫補助決定	
	・聾唖院から分離した盲施設を新設することが国会で決定	

年表

1879	・精神薄弱児教員・看護婦養成校が設立 ・「貧困な肢体不自由児」のための慈善事業組織が設立	
1881		・「年少者労働規制法」
1882	・オイギニアヘメットがストックホルムに設立	
1883	・イエヴレに聾唖学校が設立	
1884	・カーランデルがコペンハーゲンで開催された国際医師会議に参加	
1885	・イエーテボリで肢体不自由者援助協会発足 ・イエーテボリ肢体不自由施設が設立、職業学校が設置 ・カールスクローナ肢体不自由・身体障害者援助協会発足 ・ヘルネサンド施設が設立	
1886	・オイギニアヘメットがノルバッカに移転し、整形外科診療所が開所 ・ルンドに重複障害児のための学校が設立	
1887	・スコーネ肢体不自由者援助協会発足 ・ヘルシンボリ肢体不自由施設が設立	
1888	・マリーシュタッドに聾唖学校設立 ・トムテボーダ盲教育院完成	
1889	・「聾唖教育法」により聾唖教育が義務教育制 ・トムテボーダ盲教育院において指導が開始	・「労働安全法」
1890	・西スウェーデン聾組合発足 ・イエーテボリ施設に整形外科診療所が開設	
1891	・ストックホルム肢体不自由・身体障害者援助協会が設立 ・ストックホルム肢体不自由施設が設立 ・ヘルシンボリ肢体不自由施設に寄宿舎設置	
1892	・ヘブハタ聾スポーツクラブ発足	
1894	・イエーテボリ肢体不自由施設に寄宿舎設置	
1895	・スモーランド聾組合発足	
1896	・「盲教育法」により盲教育が義務教育制 ・エレプロにピリギッタ聾唖学校が設立 ・ヴェーネルスボリに聾唖学校が設立 ・ストックホルム聾女性組合発足 ・コペンハーゲン肢体不自由協会が教育施設を設置	
1897	・ノルショーピングに国内初の補助学級が設置	
1898	・ヘルネサンドに聾唖学校が設立 ・ヴェクショーに聾唖学校が設立	
1899	・マリーシュタッドにマグヌス・バームクビスト聾唖学校が設立(-1893)	
1900	・初等民衆学校における最低限の課程が廃止	・労働者保護に関する規定
1901	・イエーテボリ施設に女子専用寄宿舎設置 ・ストックホルム施設に寄宿舎設置	
1902	・セーデルマンナ・エストヨーラ聾組合発足 ・ハーランド聾組合発足	
1903	・スルド聾スポーツクラブ発足	

年表

1904	・全国の精神薄弱児・者収容保護施設に国庫補助決定	
1905		・「新中等学校令」
1907	・スウェーデン聾組合発足	
1908	・ノールショーピング聾組合発足 ・マルモ聾女性組合発足 ・ウプサラ聾組合発足 ・イエヴレ組合発足	
1909	・ボロス聾組合発足 ・エレプロ聾組合発足	
1911	・スウェーデン肢体不自由中央協会補足	・ポリオの流行
1912		・6カ年義務教育制
1913	・ストックホルム施設に整形外科診療所が開設 ・ヘルシンボリ施設に整形外科診療所が開設	・「年金保険法」
1915	・ストックホルム施設に教育施設設置	
1916	・イエーテボリ施設に教育施設設置 ・ヘルシンボリ施設に教育施設設置	
1918		・「新救貧法」が制定、全国基準が設定
1921	・ストックホルムで初めて補助学級教員研修コースが開催	
1922	・全国聾者協会(SDR)設立	
1923	・『補助学級』創刊	
1930	・最初の観察学級がウプサラに設置 ・ヘルネサンド施設に整形外科診療所が開所	
1932	・「盲教育院条令」制定	・この年から社会民主党が政権を担当
1933		・包括的失業対策計画
1934		・「失業保険法」
1935		・住宅助成計画
1938	・聾学校の国立化	
1940	・「聾啞教育令」	
1941	・イエーテボリ肢体不自由施設の施設内学校が廃校	
1942	・「初等民衆学校および中等教育学校における ・「補助指導に関する条令」	
1943	・「暫定的指導要領」告示	
1944	・「教育可能な精神薄弱者に関する教育・保護法」	
1946		・学校審議会が設置(学校改革期に突入)
		・新「国民年金法」
		・新住宅政策が実施
1949	・トムテボーダ盲教育院の生徒が中等学校の通常学級へ転校(盲児の初のインテグレーション)	
1950		・「総合制学校法」により実験学校設置
		・義務教育課程が7年から9年に延長
1952	・脳性まひ児親の会発足 ・聾啞継続学校においてアカデミックな教科指導が導入されること決定	

年表

1953	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害児親の会発足 ・盲学校第8学年に理論系教育が導入されることが決定 	
1954	<ul style="list-style-type: none"> ・「精神遅滞者教育・保護法」 	
1955	<ul style="list-style-type: none"> ・「1955年指導要領」の告示により特別指導が正式に導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・「1955年指導要領」告示 ・「強制加入健康保険法」
1956	<ul style="list-style-type: none"> ・脳性まひ保護調査実施が決定 ・知的障害児親の会が全国組織となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・「公的扶助法」
1957	<ul style="list-style-type: none"> ・脳性まひ児親の会が全国組織となりスウェーデン脳性まひ児親の会に名称変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校改革委員会設置
1958		<ul style="list-style-type: none"> ・ランスタイン教育当局の発足 ・「初等民衆学校令」改正 ・「付加年金法」
1960	<ul style="list-style-type: none"> ・「盲学校令」 ・「聾学校令」 ・視覚障害教育相談員配置 	
1961	<ul style="list-style-type: none"> ・第一回「重度視覚障害教育会議」開催 ・知的障害特別学校の通常学校敷地内設置に関する通達 ・重度視覚障害児が通常学校に就学できるための援助に関する通達 ・脳性まひ青少年の保護・教育組織原則への提議が国会で承認 	
1962	<ul style="list-style-type: none"> ・1年間の特別教育教員養成課程が公式に設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校教育法」 ・「学校令」 ・「基礎学校学習指導要領に関する規定」 ・「1962年版学習指導要領」告示 ・義務教育学校改革に関する提議が国会で承認 ・教員養成審議会（LSU）設置
1965	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由児の保護・教育問題に関する提議が国会で承認 ・「肢体不自由児学校寄宿舎に関する法」制定 ・盲・聾学校教育組織方針が国会で決定 ・「特別学校令」 ・盲学校が「視覚障害特別学校」に名称変更 ・聾学校が「聴覚障害特別学校」に名称変更 ・パーソナル・アシスタント制が障害児に適用 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学授業無料化
1966	<ul style="list-style-type: none"> ・「建築法」一部改定により障害児がアクセス可能な学校建築に関する規定 	
1967	<ul style="list-style-type: none"> ・精神遅滞児・者の援護に関する提議が国会で承認 ・「精神遅滞者援護法」 ・特別教育教員養成過程が学校教育序管轄下に設置 	

年表

1968	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児のための補助具への助成金が法的に認められる ・視覚障害・聴覚障害特別教育教員養成課程が設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・移民の児童生徒が母国語教育を受ける権利が認められる ・基礎学校学習指導要領改訂に関する提議が国会で承認 ・「基礎学校学習指導要領改訂に関する規定」
1969	<ul style="list-style-type: none"> ・スウェーデン脳性まひ児親の会が全国肢体不自由協会(RBU)となる ・肢体不自由児のパーソナル・アシスタントに関する通達 ・障害児のパーソナル・アシスタントに関する通達 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学の改革 ・「1969年版学習指導要領」告示
1970	<ul style="list-style-type: none"> ・SIA調査委員会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校内協力委員会(SISK)が設置 ・医療保険制度の抜本的改革
1971	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由教育相談員が三レーン教育当局に設置 	
1972	<ul style="list-style-type: none"> ・テクニカル機器援助に関する通達 	
1973	<ul style="list-style-type: none"> ・全国小児精神病連盟(FPB)設立 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員養成改善審議会(LUT)の設置
1974		<ul style="list-style-type: none"> ・「雇用保護法」
1976	<ul style="list-style-type: none"> ・学校活動に関する提議が国会で承認 	<ul style="list-style-type: none"> ・三党連立政権発足 ・未曾有の経済危機 ・高齢年休受給開始年齢を67歳から65歳に引き下げ、部分年金制度実施
1977	<ul style="list-style-type: none"> ・援護調査委員会が設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「高等教育法」の制定により教員養成制度が整備 ・高等教育制度の大改革「国民に開かれた大学」 ・「児童福祉法」
1978	<ul style="list-style-type: none"> ・英国において「ウォーノック報告」が提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校令」改正
1980	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会サービス法」制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「1980年度版学習指導要領」公示
1983		<ul style="list-style-type: none"> ・国連「障害者年」
1985	<ul style="list-style-type: none"> ・「知的障害者援護法」 	<ul style="list-style-type: none"> ・新「学校教育法」
1986	<ul style="list-style-type: none"> ・トムテボータ視覚障害特別学校が廃校、リソース・センターとなる 	
1988	<ul style="list-style-type: none"> ・政府法令により義務教育学校の全教員に特別教育についての研修を受けさせるという新課程導入 	